



宮 崎 県 公 報

令和 3 年 8 月 23 日 (月曜日) 第 231 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 44,400 円

目 次

規 則

○宮崎県における自然環境の保護と創出に関する
条例施行規則の一部を改正する規則…………… (自然環境課) 1

告 示

○生活保護法に基づく医療機関の指定…………… (福祉保健課) 3
○生活保護法に基づく指定施術者の施術所の所在
地の変更…………… (“) 3

頁

○民有林の保安林の指定予定…………… (自然環境課) 3
○道路の区域の変更 (5 件) …………… (道路保全課) 3
○道路の供用の開始 (6 件) …………… (“) 4
○道路の占用を制限する区域の指定 (3 件) …… (“) 6

公 告

○大規模小売店舗の変更に関する届出に対する市
町村の意見 (2 件) …………… (商工政策課) 6
○土地改良区の役員の退任の届出…………… (農村整備課) 7
○入札公告…………… 7
○落札者等の公告…………… 8

規 則

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 3 年 8 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第50号

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則 (昭和48年宮崎県規則第48号) の一部を次のように改正する。

別記様式第 1 号から別記様式第 6 号までの規定中「㊦」を削る。

別記様式第 7 号を次のように改める。

様式第 7 号 (第 20 条関係)

特別地区内木竹の伐採許可申請書

年 月 日

宮崎県知事

殿

住 所

申請者 (電話番号) (郵便番号)

氏 名

(法人にあつては、主たる事務所の
所在地、名称、電話番号及び郵便
番号並びに代表者の氏名)

次のとおり特別地区内における木竹の伐採の許可を受けたいので、宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例第 25 条第 4 項の規定により申請します。

目 的				
行 為 地	市 郡	町 村	大 字	字 番 地 目
林 況	森 林 面 積			
	林 種			
	林 齢			
	樹 種			
施 行 方 法	伐採面積又は択伐率			
	伐 採 種 別			
	伐 採 樹 種			
	平 均 樹 高			
	平 均 樹 齢			
	平 均 胸 高 直 径			
	伐 採 設 備			
	伐採跡地の取扱い			
伐 採 予 定 期 間	年 月 日から		年 月 日まで	
伐 採 施 行 者	住所	電話番号 ()	氏名	
備 考				

- (注) 1 「林種」欄には、針葉樹林、広葉樹林、天然林、人工林等の別を記載すること。
 2 「伐採種別」欄には、主伐（皆伐、単木択伐、塊状択伐）、間伐の別を記載すること。
 3 「伐採設備」欄には、伐採に関連する設備の概要（伐木小屋、索道等）を記載すること。
 4 「備考」欄には、他の法令の規定により当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分又は届出を必要とするときは、その旨を記載すること。

別記様式第8号から別記様式第12号までの規定中「㊤」を削る。

別記様式第13号中「(第24条関係)」を「(第34条関係)」に改める。

別記様式第14号から別記様式第16号までの規定及び別記様式第19号中「㊤」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(用紙に関する経過措置)

2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の宮崎県における自然環境の保護と創出に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

告 示

宮崎県告示第 610号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第49条(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

令和3年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指定年月日
訪問看護ステーション かなで	日向市大字塩見 14168	令和3年7月1日
串間市民病院 訪問看護ステーション クローバー	串間市大字西方7917番地	令和3年8月1日

宮崎県告示第 611号

生活保護法(昭和25年法律第 144号)第55条第2項において準用する同法第50条の2(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。)の規定により、指定施術者から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和3年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした施術所の名称及び所在地

施術所の名称	所 在 地
なごみ日向治療院	日向市山手町47

2 届出事項

施術所の所在地		変更年月日
変 更 前	変 更 後	
日向市細島 634	日向市山手町47	令和2年3月4日

宮崎県告示第 612号

森林法(昭和26年法律第 249号)第25条の2第2項の規定により、次のとおり民有林の保安林の指定をする予定である。

令和3年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 民有林の保安林予定森林の所在場所 北諸県郡三股町大字樺山字細目6424-1から6424-3まで、6425-2、6425-3、6425-29、6425-31、6430-10、6430-15、6430-16、6430-18、6467-1、6467-3、6467-5、6475-2、6476-10、6476-11、6476-13、6476-16から6476-18まで、6476-21、6494-65、6494-74

2 指定の目的 干害の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び宮崎県北諸県農林振興局並びに三股町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第 613号

道路法(昭和27年法律第 180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和3年8月23日から同年9月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区 間	新旧	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
				の別		
	国道	222号	日南市大字酒谷字元屋敷甲1840番4から同市同大字字権現津留甲1878番13まで	旧	21.9~109.5	121.0
				新	21.9~109.5	121.0

宮崎県告示第 614号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 8 月 23 日から同年 9 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
	国道	388号	延岡市熊野江町1846番2地先から	旧	26.4～ 52.4	111.7
			同市同町1834番地先まで	新	26.8～ 63.4	111.7

宮崎県告示第 615号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 8 月 23 日から同年 9 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
27	県道	宮崎北郷線	宮崎市清武町加納字小丸丙1158番5から同市同町加納字中表丙1371番2地先まで	旧	3.7～ 9.3	199.3
			宮崎市清武町加納字小丸丙1171番10地先から同市同町加納字中表丙1372番1地先まで			
			宮崎市清武町加納字小丸丙1171番10地先から同市同町加納字中表丙1372番1地先まで	新	10.9～ 37.8	262.4

			先まで			
--	--	--	-----	--	--	--

宮崎県告示第 616号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 8 月 23 日から同年 9 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
209	県道	上長川日之影線	東臼杵郡諸塚村大字七ツ山字尾上越6536番1地先から同郡同村同大字同字6536番10地先まで	旧	7.1～ 7.9	26.6
				新	7.1～ 30.1	14.1

宮崎県告示第 617号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、令和 3 年 8 月 23 日から同年 9 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	新旧 の別	敷地の 幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
226	県道	土々呂日向線	東臼杵郡門川町大字加草字加草口436番8地先から同郡同町同大字同字 447番8地先まで	旧	17.1～ 35.3	38.9
				新	17.0～ 17.3	38.9

宮崎県告示第 618号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和 3 年 8 月 23 日から同年 9 月 6 日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
	国道	222号	日南市大字 酒谷字元屋 敷甲1840番 4から同市 同大字字権 現津留甲18 78番13まで	令和3年8月23日

宮崎県告示第 619号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年8月23日から同年9月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
27	県道	宮崎北 郷線	日南市北郷 町北河内字 道之合海一 郷国有林10 43林班か小 班から同市 同町北河内 同字海一郷 国有林1043 林班よ小班 まで	令和3年8月23日

宮崎県告示第 620号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年8月23日から同年9月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
209	県道	上長川 日之影 線	東臼杵郡諸 塚村大字七 ツ山字尾上 越6536番1 地先から同 郡同村同大	令和3年8月23日

			字同字6536 番10地先ま で	
--	--	--	------------------------	--

宮崎県告示第 621号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年8月23日から同年9月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
224	県道	遠見半 島線	東臼杵郡門 川町大字庵 川字芳谷47 23番1地先 から同郡同 町同大字字 烏帽子滝46 84番7地先 まで	令和3年8月23日

宮崎県告示第 622号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年8月23日から同年9月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月23日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
224	県道	遠見半 島線	東臼杵郡門 川町大字庵 川字烏帽子 滝4684番7 地先から同 郡同町同大 字同字4679 番1地先ま で	令和3年8月23日

宮崎県告示第 623号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、令和3年8月23日から同年9月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線 番号	道路の 種類	路線名	区 間	供用開始の期日
224	県道	遠見半島線	東臼杵郡門川町大字庵川字烏帽子滝4676番1地先から同郡同町同大字同字4676番1地先まで	令和3年8月23日

宮崎県告示第 624号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年8月23日から同年9月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	222号	日南市大字酒谷字元屋敷甲1840番4から同市同大字字権現津留甲1878番13まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年9月7日

宮崎県告示第 625号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年8月23日から同年9月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
国道	388号	延岡市熊野江町1846番2地先から同市

同町1834番地先まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年9月7日

宮崎県告示第 626号

道路法（昭和27年法律第 180号）第37条第 1 項の規定により、次のとおり道路の占用を制限する区域を指定する。

なお、関係図面は、令和3年8月23日から同年9月6日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和3年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 道路の種類及び路線名並びに占用を制限する区域

道路の種類	路線名	占用を制限する区域
県道	日南高岡線	日南市北郷町北河内字岩下11番11から同市同町北河内同字11番11まで

2 制限の対象とする占用物件

新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるもの及び県が認めた仮設電柱を除く。）

3 占用を制限する理由

緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。

4 占用の制限の開始の期日

令和3年9月7日

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第8条第 1 項の規定により、串間市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和3年8月23日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパードラッグコスモス串間店
串間市大字西方6809番2 外

2 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日

法第6条第 1 項の規定による届出
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名の変更
令和3年7月20日

3 意見の概要

意見なし

4 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 3 年 8 月 23 日から令和 3 年 9 月 24 日まで

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第 8 条第 1 項の規定により、串間市から意見を聴取したので、当該意見を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

令和 3 年 8 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
スーパードラッグコスモス串間店
串間市大字西方6809番 2 外
- 意見の対象となった届出、届出事項及び届出年月日
法第 6 条第 2 項の規定による届出
大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項の変更
令和 3 年 7 月 20 日
- 意見の概要
意見なし
- 意見を記載した書面の縦覧場所及び期間

(1) 場所

宮崎県商工観光労働部商工政策課、宮崎県西臼杵支庁総務課、宮崎県日南県税・総務事務所総務商工センター、宮崎県都城県税・総務事務所総務商工センター及び宮崎県延岡県税・総務事務所総務商工センター

(2) 期間

令和 3 年 8 月 23 日から令和 3 年 9 月 24 日まで

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、一ツ瀬川筋土地改良区（宮崎市）の役員の退任について次のとおり届出があった。

令和 3 年 8 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

退任した役員

役 名	氏 名	住 所
理 事	落 合 水 利	宮崎市佐土原町下田島 11526番地

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

令和 3 年 8 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 競争入札に付する事項
 - 購入物品及び数量 デスクトップ型コンピュータ、ソフトウェア、ネットワークドライブ、A3カラーレーザープリンタ、天吊型プロジェクト、教材提示装置、画像転送システム、授業支援システム及びオーディオシステム等一式
 - 購入物品の特質等 入札説明書による。
 - 納入期限 令和 4 年 2 月 25 日
 - 納入場所 宮崎県立宮崎商業高等学校、宮崎県立都城商業高

等学校及び宮崎県立延岡商業高等学校

- 入札方法 (1)の購入物品について入札を実施する。入札金額は、調達内容に係る一切の諸経費を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の10に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争入札に参加する者に必要な資格

- この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。
 - 令和 3 年宮崎県告示第 116号に規定する資格を有する者で、業種が物品に関する業種であること。
 - 納入する物品及び数量を確実に納入できる者であること。
 - 納入する物品について、保守、点検、修理、部品の提供等のアフターサービスを、納入先の求めに応じて速やかに提供できる者であること。
- 入札に参加しようとする者は、(1)イ及びウの資格要件を満たすことを証明する書類並びに入札参加申請書を令和 3 年 9 月 27 日までに下記 4(1)の場所に提出し、事前に審査を受けること。

3 物品の買入れ等の契約に係る競争入札の参加資格等を得るための申請の方法

上記 2(1)アに掲げる資格を有しない者で参加を希望するものは、次により参加資格等を得るための申請を行うこと。

- 申請書用紙等を配布する場所及び受付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号 郵便番号 880-8501 電話番号 0985 (26) 7208
- 申請書類の受付期間 令和 3 年 8 月 23 日から令和 3 年 9 月 3 日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）とする。ただし、受付期間の終了後も随時受け付けるが、この場合には入札資格審査が入札に間に合わないことがある。
なお、入札に間に合わないおそれがあると認められるときは、あらかじめ、その旨を当該申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所及び期間

- 場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 期間 令和 3 年 8 月 23 日から令和 3 年 10 月 4 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

5 入札説明書及び入札の条件の交付場所及び交付期間

- 交付場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 交付期間 令和 3 年 8 月 23 日から令和 3 年 9 月 27 日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前 9 時から午後 5 時まで）

6 入札書の提出場所、提出期限及び提出方法

- 提出場所 宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当
- 提出期限 令和 3 年 10 月 4 日午前 10 時（送付にあっては、令和 3 年 10 月 1 日午後 5 時必着）
- 提出方法 持参又は送付（送付にあっては、書留郵便又はそれと同等の手段に限る。）によること。

7 開札の場所及び日時

- 場所 宮崎県庁 1 号館 1 階物品管理調達課入札室 宮崎市橋通東 2 丁目 10 番 1 号
- 日時 令和 3 年 10 月 4 日午前 10 時

8 入札保証金

入札保証金については、宮崎県財務規則（昭和39年宮崎県規則

第 2 号) 第 100 条の規定による。

9 入札の無効に関する事項

この公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札その他宮崎県財務規則第 125 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

10 落札者の決定の方法

有効な入札書を提出した者で、予定価格以内で最低価格の入札を行ったものを落札者とする。

11 契約に関する事務を担当する部局等

宮崎県会計管理局物品管理調達課物品調達担当

12 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

13 その他

(1) この競争入札による調達は、世界貿易機関（W T O）に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。

(2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。

(3) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。

14 Summary

(1) Nature and quantity of goods and/ or services required:

1 set of the following Desktop Computer, Software, Network Drive, A3 Color Laser Printer, Ceiling-mounted Projector, Document Camera, Video Transmission System, Learning Support System, Audio System

(2) Time limit for tender: 10:00 a.m. 4 October, 2021

(3) Contact point for the notice: Article Procurement Section, Article Management and Procurement Division, Treasury Bureau, Miyazaki Prefectural Government, Tachibanadori Higashi 2 - 10 - 1, Miyazaki City, Miyazaki Prefecture, Japan. 880-8501 TEL: 0985-26-7208

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和 3 年 8 月 23 日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 落札に係る件名

宮崎県指紋情報高度利用システムの賃貸借及び保守業務

2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地

宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭 1 丁目 8 番 28 号

3 落札者を決定した日

令和 3 年 8 月 4 日

4 落札者の氏名及び住所

NEC キャピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店長 野田 隆之

福岡県福岡市博多区御供所町 1 番 1 号

5 落札金額

268,078,800 円（消費税込み）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和 3 年 6 月 24 日